

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年 2 月 23 日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 6 号

大阪広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団情報公開条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>審査請求</u> 第 1 節 <u>諮問等</u> （ <u>第19条の 2</u> —第22条） 第 2 節 （略） 第 4 章・第 5 章 （略） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において「 <u>行政文書</u> 」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）・（2） （略） 2 この条例において「 <u>実施機関</u> 」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 （公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその <u>全て</u> について公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施	目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>不服申立て</u> 第 1 節 <u>諮問等</u> （ <u>第20条</u> —第22条） 第 2 節 （略） 第 4 章・第 5 章 （略） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、「 <u>行政文書</u> 」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）・（2） （略） 2 この条例において、「 <u>実施機関</u> 」とは、企業長、監査委員及び議会をいう。 （公開決定等の期限の特例） 第15条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して30日（第7条第3項の規定により請求書の補正を求めた場合にあつては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその <u>すべて</u> について公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、当該公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施

機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 審査請求

第1節 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第19条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、公開請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、行政文書の全部を公開するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」とい

機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

第3章 不服申立て

第1節 (略)

(審査会への諮問)

第20条 公開決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、大阪広域水道企業団情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第21条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）

う。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人</u> (行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。) (2) 請求者 (請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。) (3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。) (<u>第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続</u>) 第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u> (2) <u>審査請求</u>に係る行政文書を公開する旨の<u>裁決</u> (第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関 (以下「<u>審査請求人等</u>」という。)) に対し、その意見を記載した書面 (以下「意見書」という。)) 又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第24条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第25条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続) 第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1	は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人</u>及び参加人 (2) 請求者 (請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。) (3) 当該諮問に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。) (<u>第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続</u>) 第22条 第17条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。 (1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る行政文書を公開する旨の<u>決定</u> (第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。) (審査会の調査権限) 第23条 (略) 2・3 (略) 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関 (以下「<u>不服申立人等</u>」という。)) に対し、その意見を記載した書面 (以下「意見書」という。)) 又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第24条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合において、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第25条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (委員による調査手続) 第26条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第23条第1
---	--

項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第24条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第27条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（調査審議手続の非公開）

第28条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第29条 審査会は、第20条第1項の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

（費用負担）

第35条 （略）

(1) （略）

(2) 第27条第1項の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

(3) （略）

項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第24条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第27条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

（調査審議手続の非公開）

第28条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第29条 審査会は、第20条の規定による諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審査会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表しなければならない。

3 諮問実施機関は、審査会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定をしなければならない。

4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定をするよう努めなければならない。

（費用負担）

第35条 （略）

(1) （略）

(2) 第27条の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同条の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

(3) （略）

(委任) 第37条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。</u>	(委任) 第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪広域水道企業団情報公開条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第6条の規定による行政文書の公開の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団情報公開条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。